

江津市議会基本条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条～第4条）

第3章 市民と議会の関係（第5条～第7条）

第4章 議会と執行機関の関係（第8条～第11条）

第5章 自由討議の保障（第12条・第13条）

第6章 委員会の活動（第14条）

第7章 政務活動費（第15条）

第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第16条・第17条）

第9章 議員定数及び見直しの手続（第18条・第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動に関する基本事項を定めることにより、議会の活性化を図り、もって議会が市民の負託に応え、市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【考え方】第1章 総則

議会及び議員に与えられた使命達成のため全議員総意に基づき定めるものです。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会活動の基本方針）

第2条 議会は、次に掲げる基本方針に基づき議会活動を行うものとする。

- （1） 公正性及び透明性等を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。
- （2） 市民の多様な意見を市政に反映させるための議会運営に努めること。
- （3） 政策決定並びに市長及び執行機関の職員（以下「市長等」という。）の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- （4） 提出された議案の審議を行うほか、積極的に政策立案及び政策提言に努めること。

(5) 地方分権の進展への的確な対応をするため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携に努めること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(1) 市民によって選ばれた全体の奉仕者であることを自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に使用することなく市民全体の福祉の向上をめざして活動すること。

(2) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

(3) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の負託に応える活動をする事。

(4) 議員は、議会選出として会議に出席した場合は、議会に会議結果を報告すること。

(危機管理)

第4条 議会は、災害その他の不測の事態（以下「災害等」という。）から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穩を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長等に協力するものとする。

2 議員は、災害等の状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握し、情報提供をするものとする。

【考え方】 第2章 議会及び議員の活動原則

(議会活動の基本方針)

議会の使命は、地方公共団体の具体的政策を最終的に決定すること、及び議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施がすべて適法・適正に、しかも、公平・効率的にそして民主的になされているかどうかを評価し監視することです。これらはあくまでも市民全体の立場に立ってなされなければなりません。こうした議会の使命を果たすために基本方針を定めています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加)

第5条 議会は、市民に対し積極的に情報公開を行い、説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、本会議、委員会及びその他の会議を原則公開とする。

3 議会は、市民の多様な意見又は専門的知見を議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、委員会における請願及び陳情の審査においては、提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

(議会報告会)

第6条 議会は、議員及び市民が市政全般にわたって、情報及び意見を交換する議会報告会を開催する。

(議会広報の充実)

第7条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

【考え方】第3章 市民と議会の関係

開かれた議会であるためには、「議会運営や議員活動が市民に分りやすい」「市民の意見を反映している」「市民にとって参加しやすいもの」である必要があります。そのためには、議会、議員からの情報の発信にとどまらず、多様化、高度化している様々な市民の意見や要望を議員各人がくみ上げる努力をしなければなりません。ここでは公開性、透明性を高めることと、市民から意見を聴取する方法を定めています。

第4章 議会と執行機関の関係

(市長等との関係の基本原則)

第8条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築しなければならない。

(会議等の運営)

第9条 議会の本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。

2 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議員又は委員会が提出した議案又は質問若しくは発言に対して、議長又は委員長の許可を得て質疑を行うことができる。

(政策等の形成過程の説明)

第10条 議会は、市長が政策、施策、計画又は事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう求めるものとする。

- (1) 政策等を提案する理由
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 市民参加の実施の有無とその内容
- (7) 財源措置
- (8) 将来にわたるコスト計算

(予算及び決算における政策説明)

第11条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

【考え方】 第4章 議会と執行機関との関係

議員と市長との関係は二元代表制と呼ばれていますが、実際は、市長が予算編成権、人事権、議案提出権、議会招集権までをもつ強権な首長制となっています。そのため事務執行の独断専行をさせないようにしなければなりません。そこで議会が真に市民の福祉を考え、市民の立場に立って判断できるよう、市長等に対し政策等の形成過程の説明を求め意見交換を行うことで緊張関係を保持することを定めています。9条2項については、発案又は質問若しくは発言等の意図を確認するための手法を定めています。

第5章 自由討議の保障

(自由討議による合意形成)

第12条 委員会において審査し結論を出す場合、休憩を取り、議員間相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

(議員懇談会)

第13条 市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成に努めるため、議員懇談会を開催するものとする。

【考え方】 第5章 自由討議の保障

合議制機関の特性として、議会には本来、議員相互間の自由な論議により合意の形成に努めることが求められています。しかし、現実にはほとんどが市長等提出議案であり、議事として質疑、討論、表決という流れとなっていて、議員間の議案の是非をめぐって討議を行う段階は設定されていないのが実態です。

そこで議員同士が、自由に発言し、論議する過程を設けることで、市民に対して議員各人の判断過程が明らかになります。

また、重要な政策、課題に対して議案提案される前にあらかじめ調査検討をおこなう議会として見解の共通認識の醸成できるよう議員懇談会の開催を定めています。

第6章 委員会の活動

(委員会の運営と審査)

第14条 議会は、社会の経済情勢等により新たに生ずる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。

2 委員会審査に当たっては、審査の過程について積極的に公開しながら、市民に対しわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

【考え方】 第6章 委員会の活動

議員は、社会の動向の把握に努め、新たに生ずる行政課題等に迅速、的確に対応するために、委員会の運営をすることを定めています。

また、委員会の審査についても透明性に心がけ、市民に分かりやすい審査に努めることを定めています。

第7章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第15条 議員は、政務活動費を有効に活用し、政策立案及び提言等につなげていかなければならない。

2 議員は、政務活動費の支出については適正に執行することとし、常に市民に対して説明責任を負う。

【考え方】第7章 政務活動費

議員は、市政の調査研究として政務活動費の交付を受けることができます。それを有効に活用し、政策立案、提言に結びつけ、また執行にあたっては市民に対して説明責任を負うことを定めています。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び市民との議員研修を積極的に開催するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議会及び議員の政策形成と立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能が充実するよう体制整備を図るものとする。

【考え方】第8章 議会及び議会事務局の体制整備

議会に対して「政策立案能力が弱いこと」「行政に対する監視が弱い」との指摘があります。そこで議員各人の政策立案能力と監視能力向上を目的とし、議会が主体となって議員研修を行うなどの充実強化を図ることを定めています。

第9章 議員定数及び見直しの手続

(議員定数)

第18条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。

2 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。

(見直し手続き)

第19条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、検証の結果、市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の改正を含む議会関係条例等の改正が必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

【考え方】第9章 議員定数及び見直しの手続

(議員定数)

議会による議員定数の改正は、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮し行財政改革のみを理由に行わないよう定め、改正議案については、明確な理由を付することを定めています。

なお、住民の直接請求及び市長提案は除きます。

(見直し手続き)

本条例は、制定することが目的ではありません。議会及び議員に与えられた使命達成のため定められるものであって、議員が入れ替わっても常に市民に信頼される議会となるように、必要に応じて条例を見直すこととし、その手続きについて定めています。

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。